

諮問第 2 号

審査請求に関する諮問について

次の審査請求に対し、棄却する裁決を行うに当たり、議会の意見を求める。

令和 2 年 6 月 1 2 日 提出

田川市長 二 場 公 人

1 審査請求人 元市職員

2 審査請求に係る処分

田川市長が令和元年 5 月 9 日付けで審査請求人に対し行った退職手当の全部を支給しないこととする処分

3 審査請求年月日 令和元年 7 月 2 6 日

4 審査請求の趣旨 本件処分の取消しを求めるもの

5 事案の概要

- (1) 審査請求人は、平成 3 0 年 8 月 1 7 日 2 3 時頃から翌 1 8 日 4 時頃にかけて市内の飲食店を訪れ飲酒し、同日 6 時頃に市内の駐車場出口において自動車を運転して通過する際にゲートバーを損壊し、同日 6 時 3 0 分頃に自宅近くの駐車場において車内で眠っているところを警察官に発見され、同日 1 7 時頃に器物損壊容疑で逮捕された。また、発見された際の飲酒検査では、呼気 1 リットル当たり 0. 9 2 ミリグラムのアルコールが検出され、道路交通法違反容疑で捜査を受けた。
- (2) 平成 3 0 年 1 0 月 2 5 日、審査請求人は、器物損壊容疑については不起訴となり、道路交通法違反容疑については罰金 5 0 万円の略式命令を受けた。
- (3) 令和元年 5 月 9 日、市長は、審査請求人に対し懲戒免職処分を行い、また、退職手当の全部を支給しないこととする処分を行った。

理 由

本案は、退職手当の全部を支給しないこととする処分に係る審査請求に対する裁決を行うに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 6 条第 2 項の規定により議会の意見を求めるものである。